

平成26年8月27日  
三重県環境生活部環境生活総務課

### 三重県環境総合情報システム再構築に係る情報提供依頼について

三重県では、環境関係の法令に基づく諸手続に係る業務支援のため、「環境総合情報システム」を運用しています。

このシステムについて、構築から5年が経過しソフトウェアの更新が必要となってきたことから再構築を検討するため、システムの構築・保守運用について情報提供依頼を実施します。

情報提供いただける事業者の方は、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 依頼内容

現在稼働している環境総合情報システムの仕様は資料1のとおりです。本仕様をふまえ、機能を維持・向上させつつ、運用保守及び法改正等への対応に伴う機能改修をより安価に行えるシステムをご提案いただくとともに、再構築に必要な経費について、情報提供ください。

なお、その他の条件は以下のとおりです。

- (1) ハードウェアについては、県の統合サーバの利用を想定しています。
- (2) ソフトウェアについては、資料1によらず、パッケージシステムの導入等幅広い提案を求めます。
- (3) 資料1の時点から、データ件数については増減しています。
- (4) システムより出力する帳票等の一覧及び例は資料2のとおりです。
- (5) 運用開始は、平成27年度中を想定しています。
- (6) 現在稼働しているシステムに登録されている届出情報等のデータを再構築するシステムに移行する経費を含むものとします。データはテーブルごとにcsv形式による提供を想定しています。
- (7) 運用開始から5年間（平成27年度～平成31年度）までの運用保守に要する経費を含むものとします。

##### 2. 情報提供資料の提出方法について

###### (1) 提出様式

情報提供資料（別紙）に提出資料の一覧と概要をご記入ください。その他、見積書等の資料の様式は任意とします。

(2) 提出部数

1部（社印押印の上郵送またはご持参ください）

(3) あて先

三重県知事あて

(4) 受付期間

平成26年8月27日（水曜日）から平成26年9月11日（木曜日）17時まで

(5) 提出先

三重県環境生活部環境生活総務課企画班

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

3. 注意事項

- (1) 本資料による情報提供依頼は、システムの方向性を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 資料の提供にあたって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいても構いません。
- (3) 資料についてご説明をいただける場合は、事前にご連絡をお願いいたします。
- (4) ご提供していただいた情報については、当組織内で使用するものであり、貴社に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成20年12月25日条例第54号）で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- (5) 本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者の御負担でお願いいたします。
- (6) ご提供していただいた情報・資料につきましては、返却致しません。
- (7) ご提供していただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。

4. 問い合わせ先

三重県環境生活部環境生活総務課企画班

担当：地主、柴原

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2314

FAX：059-224-3069

電子メール：[kansei@pref.mie.jp](mailto:kansei@pref.mie.jp)